

久喜市議会
令和 7 年 9 月定例会議
議員提出議案質疑通告

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

質疑通告者一覧

【意見第 3 号 生活保護基準引下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、生活保護利用者への補償措置を求める意見書】

通告第 3 号 春 山 千 明 議員 1

【意見第 5 号 医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書】

通告第 1 号 杉 野 修 議員 2

通告第 2 号 川 辺 美 信 議員 2

意見第 3 号	生活保護基準引下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、生活保護利用者への補償措置を求める意見書
---------	---

○ 通告第 3 号 春山 千明 議員

(1) 今回、最高裁は大阪府内、愛知県内の生活保護利用者からの訴訟における上告審で、デフレ調整の判断過程に過誤・欠落があり厚生労働省の行ってきた生活保護基準の引き下げは違法という判決を言い渡しました。一方、違法な引き下げによる精神的苦痛などを理由とする国家賠償請求は認めない、というものでもありました。本意見書はそれを受け、国に対して生活保護基準引き下げ分の支給を求めるもので、その補償は2013年以降3年間の減額分を原告以外も含めた全受給者に対して行うもの、またさらに意見書最後の部分では生活保護基準の引き上げを求めているのだと思います。そこで以下伺います。

ア 補償対象者（原告以外の方々）を特定し、それぞれ個人各々、減額分の差額をどのように算出し支給するのか実務上の課題、地方自治体への影響等をどのようにとらえているのか伺います。

イ 意見書では補償措置は全対象者へ支給するというものですが、その財政規模は巨額なものになると考えます。地方自治体の生活保護費の負担割合によって久喜市の財政にも大きな影響があると考えられます。補償と引き上げをすることになった場合、その財源確保を行うにあたっての国や久喜市の財政への影響と課題に対する認識を伺います。

ウ 昨今の物価高騰は生活保護受給者だけでなく低所得世帯を含む多くの市民に影響を与えています。生活保護基準の引き上げは、他の社会保障制度や最低賃金の基準などにも影響があると考えますが、生活保護基準の引き上げが市民全体の公平性を損なうのではないかという懸念がありますが、認識、見解を伺います。

意見第 5 号	医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書
---------	---------------------------

○ 通告第 1 号 杉野 修 議員

(1) 意見書案にある「医療機関の経営危機」のご指摘や、そのためには「診療報酬の改定」が必要であるとのご主張には賛同をし、敬意を表するものです。しかし、同時に以下の点での疑義を感じますことから、質疑いたします。

ア 病院経営が厳しさを増す中では、「恒久的な」支援策や診療報酬の増額改定が必要と思われるが、記においてはなぜ「臨時的な」としているのか、また臨時的と言うのはどれくらいの期間を指すのか伺う。

イ 自民、公明、維新の3党合意で医療費4兆円削減目的の「病床11万床削減」や「OTC類似薬の保険外し」を掲げるが、こうしたことによる影響をどのように認識しているのか、また、ご主張との整合性はとれるのか伺う。

○ 通告第 2 号 川辺 美信 議員

(1) 意見書では、医療機関の経営状況が危機的であると述べられていますが、久喜市内の医療機関においても同様の傾向があると考えられるのか見解をお伺いします。

(2) 診療報酬改定が医療機関の経営改善に十分資する内容ではないとされています、具体的にどの点が不十分と捉えているのかお伺いします。

(3) 「地域医療体制の維持・強化に資する臨時的な診療報酬の改定」について、2021年度から「病床機能再編支援事業」が始まりました。これは、病院や診療所において病床数を削減、もしくは病院の統廃合により病床数を削減した場合に給付金を支給するものです。この事業が医療機関の財政支援に資するものなのか見解をお伺いします。

(4) 医療機関は、診療報酬が非課税であるため、患者に対して消費税を賦課することができない一方で、医療機器や備品、光熱費、委託業務などの運営にかかる費用には消費税が課されています。この構造的な矛盾が医療機関の赤字の一因となっているのではないかと考えられますが、見解をお伺いします。

(5) 医療資源が不足する地域における医師確保策については、国に求める具体的な支援策として、何が必要と考えるのか見解をお伺いします。